#### 産業廃棄物処理計画書

2024年 6月26日

広島市長

提出者

住所 広島市南区京橋町1番23号

氏名 株式会社錢高組広島支店

理事支店長 小栁 聰

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-568-5265

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	錢高組広島支店	
事業場の所在地	広島市南区京橋町1番23号	
計画期間	2024.4.1~2025.3.31	
当該事業場において現に行っ	っている事業に関する事項	
①事 業 の 種 類	総合工事業	
②事業の規模	2023年度建設工事請負完成工事高4,466百万円	
③従 業 員 数	2024年4月1日現在 56名	
④産業廃棄物の一連 の処理の工程	別紙3のとおり	

合計

現状:前年度( 2023 年度) 実績量

計画:今年度( 2024 年度) 計画量 単位:トン/年 単位:トン/年 排出抑制に関する事項 自ら行う再生利用に関する事項 自ら行う中間処理に関する事項 自ら行う埋立処分等に関する事項 処理委託に関する事項 自ら再生利用を行う 自ら熱回収を行う 自ら中間処理により減量する 自ら埋立処分又は海洋投入処分を 優良認定処理業者への 再生利用業者への 認定熱回収業者への 認定熱回収業者以外の熱回収 全処理委託量 排出量 産業廃棄物の量 産業廃棄物の量 行う産業廃棄物の量 処理委託量 処理委託量 処理委託量 を行う業者への処理委託量 計画 現状 計画 現状 計画 現状 計画 現状 現状 計画 現状 計画 計画 産業廃棄物の種類 汚泥 947.417 947.417 947.417 900 900 900 廃プラスチック類 100 100 100 100.45 100.45 98.17 紙くず 10 10 10 13.95 13.95 13.91 木くず 100 96.8 100 96.8 100 96.8 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁 器くず 4.7 4.7 廃石膏ボード 1.8 1.8 1.8 その他がれき類 126.244 100 126.244 100 37.194 100 コンクリート塊 1123.568 1000 1123.568 1000 1123.568 1000 アスファルトコンクリート塊 500 621.8 621.8 500 621.8 500 混合廃棄物(安定型) 20.332 20 20.332 20 5.142 20 (石綿含有)がれき類 1.48 1.48

3058.541

2740

2945.801

2740

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

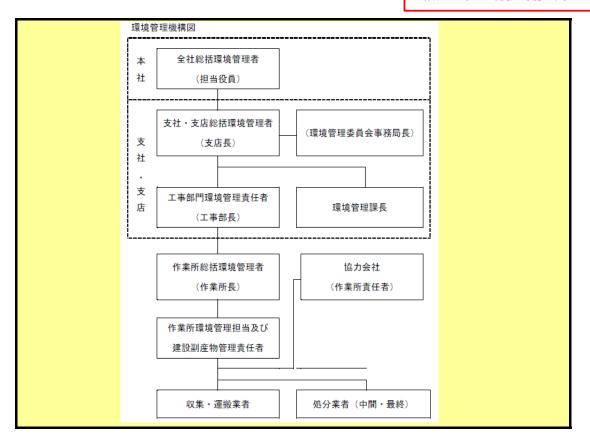
2740

#### 別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

#### 【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。



#### 2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	作業所ごとに建設副産物管理計画書を作成し、月次で達成 状況を管理し発生抑制に努めている。また、分別回収により リサイクル率の向上と、産業廃棄物の最終処分場への搬出 抑制を行っている。
②計画 (今後実施する予定の取組)	(目標)建設廃棄物の原単位の削減(施工高1億円当たりの廃棄物量) 土木:6.4t/億円、建築:10.2t/億円、到達目標:9.4t/億円 ・建設副産物の発生量を抑制する工法を採用し、計画書に反映させ実施する。 ・梱包材・残材料の減量化・再利用等発生抑制をする。 ・廃棄物の減量化、リサイクル率の向上等の指導教育を実施し、環境負荷低減に努める

# 3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の 種類及び分別に関する取組)	全ての建設廃棄物を分別回収するよう指導している。なお、 分別収集する場所が確保出来ない作業所は、特定建設資材と他品目1種目を最低分別品目に定め回収している。 請負金額4億円以上の工事については、ゼロエミッションに 取り組んでいる。
②計画	(目標)廃棄物のリサイクル率の向上 全体目標98.5%
(今後、分別する予定の産業廃	・特定建設資材(コンクリート、アスファルト、木くず)100%再資源化
棄物の種類及び分別に関する取	・産業廃棄物と一般廃棄物の分別の徹底
組)	・混合廃棄物量の削減

# 4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	実施していません。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施する予定はありません。

# 5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	実施していません。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施する予定はありません。

# 6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	実施していません。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施する予定はありません。

# 7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・電子マニフェスト(EDIシステム接続登録業者イーリバースドットコム)取扱可能業者を極力選定し、リスク管理の徹底と効率化を図っている。 ・委託契約時に許可書の写し、許可車両番号、処分先までの運搬経路の確認をする。 ・建設リサイクル法、廃棄物処理法の、適正処理を徹底するため、建設副産物委託契約書及び建設副産物管理計画書を工事部、安全環境課でチェックし、特に処理業者の処理能力について、適正処理が出来るか確認している。 ・排出事業者の責務として、委託契約時に中間処理場・処分場に行き状況を確認する。
②計画	・排出時には中間処理場まで適時追跡調査を実施して、その処理を確認する。
(今後実施する予定の取組)	・紙マニフェストを使用する場合は、記載内容不備がないよう発行し、B2票・D票・E票の完全回収を行う。

#### 当該事業場において行っている事業に関する事項

④産業廃棄物の一連の処理の工程

